道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について 番号 特定小型原付として道路運送車両の保安基準を満たすものであれば、立ち乗りタイ ご意見頂きましてありがとうございます。 プで無くても、既存の電動アシスト自転車と同じ構造であってもよいか。 既存の電動アシスト自転車の制御プログラムを変更すれば、特定小型原付となるよ 道路運送車両の保安基準で定義する特定小型原動機付自転車は、立乗りやペダル付 き等の制限はございません。 電気装置の基準として、蓄電池の基準が4つのうちいずれかとされているが、具体的な基準を明確化すべき \*\*意見頂きましてありがとうございます し、悪元原となった。 リチウムイオン電池は発火する恐れがあることから、特定小型原動機付自転車の保安 基準では最低限の安全基準として、いずれかの規則・規格への適合を求めることとし (1) 国連規則:UNECE のR136のことか?R136の適用範囲は電池ではなく車両であ るので、蓄電池の基準と呼ぶのは不適切 (2) 欧州規格:このカテゴリは日本独自であるので、欧州規格を参照するのではな 、JIS規格または適切に審議された業界規格を参照すべき。結果的に同じであれ ばそれでよいが、直接参照するのではなく、代替基準として考えるべき。また、規格 番号(版を含む)を明確にする必要がある。 (3) 国連危険物輸送勧告:輸送時の安全を考慮したものであるので不適切。使用方 2 法に関する基準が無い (4) PSE マーク: 電気用品の範囲として、自動車用、原動機付自転車用は除かれて いるが、特定小型原動機付自転車のみ範囲とするのか?であれば、400M/Lを超えるものはすべて電気用品となるので、大部分が電気用品となるのでPSEマークを 要求されることになるが、そのような意図か?電気用品の技術基準となるJIS規格等 を指定するべきではないか? さらに上記の基準の範囲が異なることから、基準として電池のみではなく、充電・放 電など使い方に関する基準が考慮されるように構成すべきである 無免許で運転可能ということは、ルールを理解していない人が凶器にもなりうるものを公道で運転する危険があるにもかかわらず、許可することを容認できません。いつ自分や家族が被害者(歩行中)であり加害者(自動車運転中)なるかもしれず施行 ご意見頂きましてありがとうございます。 『意見頂きました運転免許については、当省は所管しておりません。 後の日常生活に不安を感じます。 特定小型原付が歩道通行車モードで運転する際、周囲の歩行者との衝突事故を回 避するためには電動車に準じた車両接近通報装置の装備が必要です。 ご意見頂きましてありがとうございます。 特定小型原動機付自転車については、自動車と異なり、車体が小さく歩行者等に対し 電動二輪車等では装備する対象から除外されていますが、特定小型原付において て自ら距離をとって走行することができるため、国際基準においても、このような装置 は義務付けられておりません。また、電動キックボードの走行音が小さすぎることが原 因で交通事故に至ったという報告は、現時点で承知しておりませんが、今後の事故の はスピードリミッターで速度を抑制するとは言え、歩行者の直近を走行する乗用具で ある以上、歩行者側にも存在を気づかせる装備が有って当然と考えます。 発生状況を踏まえ、必要に応じ更なる安全対策を検討してまいります。 ご意見頂きましてありがとうございます 1. ソフトとハードがバラバラに意見募集される状況は極めて不適切であり、やりなお 今回の改正する道路運送車両の保安基準は、道路交通法で規定された通行区分に応 そもそも論としは、運用ソフトである警察庁の「道路交通法」の改正のみ先行してい と必要とされる保安装置を定めております。また、特定小型原動機付自転車の安全基 ることが不適切。前提となるハードとしての車両スペックが決まっていない。これらは 検討会ではセットで議論されたはず。 とびます。なお、今回、 保安基準で規定する特定小型原動機付自転車は、道路運送車両法施行規則に定め る原動機付自転車の一部に該当するため施行規則の改正は行わないこととしておりま 2. 道路交通法における区別と、道路運送車両法における区分は、それぞれ独立し 5 ており、警察庁・国土交通省ともに相互に整合する必要は全くないという考えである 所管省庁の違いによる縦割り行政の制限なく、両者の意見を伺いたい 「特定小型原動機付白転車」の保安其準は 「道路運送車両法」および「道路運送 車両法施行規則」における「特定小型原動機付自転車」の定義とともに検討される べきものである。 ご意見頂きましてありがとうございます。 特定小型原動機付自転車の後写鏡については、運転者との位置関係から後写鏡によ 1後写鏡について 削除した装置等に後写鏡に含まれるが、後写鏡は必要と考える。 理由:立ち乗り方が想定されており、後写鏡が無いと後方確認の際に体の動きが り後方を十分に確認することが難しく、また特定小型原付の最高速度が20km/h以下の

低速であること等を踏まえ、後写鏡を義務としておりません

なお、ヘルメットの着用については、当省は所管しておりません。

走行安定性については、海外の電動モビリティの基準を参考にしておりますが、今後 の事故等の発生状況を踏まえ、必要に応じ更なる安全対策を検討してまいります。

大きくなり、走行安定性を損なう。

段差等を安全に走行することを求めるのであれば、車輪径が極端に小さいことが 想定される、所謂「キックボード」を公道で走行可能とすること自体が謝っていると考

3.今回の対象ではないが、時速15キロメートルに制限された、シェアリング業者の車

さらにスピードが高い時速20キロメートルを許容する場合には、ヘルメットを義務化

2.走行安定性について

両で死亡事故が起きた。

すべきと考える。

まず初めに、電動キックボードに関して、お客様に欲しいと言われ、一度メーカーさ るすがめた。は動すインバーでに関して、ある存状に数したと言われた、戻る一ガーで んよりデモ車をお借りし、公道で試乗した事があります。結局「危ない」と言う理由から販売をお断りした事があります。それ以来当店では扱っておりません。正直申しま すと、規制緩和と取られる流れに疑問を覚えます。保安基準を考える以前に、公道 利用についての可否をもう一度考える必要がある様に思います。区分と言うカテゴライズと基準策定のみで公道走行を許可するのはあまりに危険です。当店としては ブルフ場のゴルフカートと同じ扱いが一番良いと考えております。自転車を除く他の車両が走行しない部分での利用です。観光地やキャンブ場など、私有地部分での利用であれば危険はぐんと減ります。スピード制限も機械的に20km/h以上は出せない仕様に出来れば、更に安心して同じ走行帯に居る事が出来ます。公道での利用については、歩道の狭い道路(歩行者と車道との距離と言う意味です)や通行量の名のとでは、歩道の狭い道路(歩行者と車道との距離と言う意味です)や通行量の名のでは、歩道の狭い道路(歩行者と車道との距離と言う意味です)や通行量の名のでは、歩道の次の道路である。 の多い道路、その逆で通行量が少なく歩道が広く、車道と歩道が離れている道路など、道路事情は場所によって大きく違います。通行可能な道路を指定するのは不可能だと思いますし、仮に道路を指定したところで報道で見飽きた「知らなかった」のオ -ドを繰り返すだけです。正直この部分に関しては相当厳しい罰則を設けな ンハレートを繰り返すだけです。正直この部がに関しては相当版しい割別で設けない限り、意味を成さないと思っております。乗車中に足の置き場を少しずらすだけで、進行方向に対して30cm以上は左右にぶれてしまう様な乗り物に、公道利用での"安全性"と言う言葉は無理があります。別体の動力を持つ"車両"と区別される以上、自動車の免許(原動機付自転車を運転できる状態)を必須とし、電動キックボードの違反もその免許に対しての罰則にするのが最低限だと思っております。現在電 下の違及もその免許に対しての割則に9るのが取せ版にと応うくおりま9。現在電助キックボードの取り巻く環境を考えると、取り扱い業者さんが増えているのも事実です。当店の意見がそのままルールになった場合、電動キックボードを取り扱う業者様の収益が目に見えて下がってしまうのも分かります。国土交通省さんがメーカーを含む販売店と、比較的安心して利用できる観光地やレジャー施設との橋渡しが出来れば、一時的な市場価値の下落を和らげることが出来るのではないでしょうか?もちろん、業界的には頭打ちになりますので、間違いなく先細ります。ですが、それで自いと思います。を除ってので、心道判別を表面によることが出来るとすが、それで自いと思います。を除ってので、心道判別を表面によることが出来るとすれば、ず で良いと思います。危険ですので。公道利用を不可にすることが出来るとすれば、ゴルフカートを製作、販売しているヤマハさん、日立さん、サンヨーさんの様に、体力のある国内メーカーさんに国内に向けて製造販売して頂く事で"電動キックボード"は長く続いて行くと思いますが。当店は保安基準以前に「電動キックボードは"アリか""ナシか"」で明確な答えが出てしまっておりますので、本題に対して返答になっ ておらず、何の参考にもならないかと思いますが、意見として記述させて頂きまし

ご意見頂きましてありがとうございます

電動キックボード等の新たなモビリティについて、改正道路交通法において電動キックボード等の新たな車両区分として特定小型原動機付自転車が定義されること を踏まえ、国土交通省では「車体」の安全確保のために必要となる技術基準等に関す る検討を行うため、有識者等から構成される車両安全対策検討会の下に「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」を設置し、電動キックボード等の車両の安全対策の検討した結果、特定小型原付の保安基準を新たに定めることとしました。今後の事故の発生状況を踏まえ、必要に応じ更なる安全対策を検討してまいります。なお、交通 -ルや運転免許については、当省は所管しておりません。

街で見かける電動キックボードは交通ルール無視、交通の妨げ、歩行者の妨害。免許無しで運転はまずありえない。基本的なルールは必要であり、下手な規制緩和が逆に社会的拒絶を招くいい例になってしまう。ヘルメット無しなんてありえなし、車の死角に容易に入ってしまうし、信号待ちで道路の真ん中で止まっていても簡単に見落とされてしまう状態ですよ。何処の誰の権力の力か知りませんがこんな無謀で愚ないないとなりに変われた。 かな規制緩和はありえない。こんなルールを作って後から厳しくしても、それが周知され守られる間での時間が2度手間3度手間になるのは明らか。最低でも原付きと 同様の運用ルールにしないと、大切な国民の命を無駄に死にさらすことになります。 同様の運用ルールにします。こ、ハッショニストー 規制緩和のスピードも大切ですが国民の命を最優先に考えて頂けると幸いです。

ご意見頂きましてありがとうございます.

国土交通省では電動キックボード等の新たなモビリティについて、新たな交通ル・ において必要とさえれる特定小型原動機付自転車の安全基準を定めております。な お、ヘルメットの着用や交通ルールについては、、当省は所管しておりません。

リミッターの設定、頭を守るヘルメットの徹底 転倒時の頭部を守るため

ヾックミラーが必要(立ち乗りでバックミラーが無いと安定性を損なう

安定した走行を求めるなら、極めて小さな車輪の電動キックボードの行動走行を許 可すべきではない。

今回の意見募集の範囲外ではあるが、ヘルメットは義務化すべき。

更なる安全対策を検討してまいります。

ご意見頂きましてありがとうございます。 特定小型原動機付自転車の後写鏡については、運転者との位置関係から後写鏡により後方を十分に確認することが難しく、また特定小型原付の最高速度が20km/h以下の んが、メーカーにはいることがない。 低速であること等を踏まえ、後写鏡を義務としていませんが、メーカーやユーザーの必要に応じて後写鏡を取り付けることを禁止するものではございません。 走行の安定性については、車輪の大きさだけが問題ではないことから、車輪の大きさ

『意見頂きましてありがとうございます。今後の事故の発生状況を踏まえ、必要に応じ

で規定せず、その車両の性能で規定しております。なお、ヘルメットの義務化について は、当省は所管しておりません。

10

キックボード等を自転車と同じルールで運行させようとの案の様ですが、守るべき ールが複雑すぎ、難しく覚えきれません。 ルンが複雑すぎ、難しく覚えきれません。 ックボード解禁前に、歩道など自転車やキックボードが速度規制される環境に対

して一律に「自転車・キックボード 最高6KM/H 一方通行or双方向通行」と、迷いようのない内容の標識やロードペイントでルールを記すことを提言します。 また、現行の複雑怪奇なルールをシンプル化し、規制外でのルール(一般道走行

また、現行の複雑怪奇なルールをシンブル化し、規制外でのルール(一般道走行時)、規制下(歩道等走行時)でのルールの二本立てとし、最低限守るべきことを集 めたものにしていただきたいと感じます。

ご意見の理由

自転車のルールを守ろうと調べているのですが、自転車走行帯に関してだけでも 法令化されていないナビラインなどもあり、自転車通行可能なエリアの表示の種類 が4区分

実際の表示バリエーションが15程もあり、どれがどの区分に相当するのかよくわかり

複雑化している原因はまさにこれ、自転車の置かれる環境が道路によってコロコロ 変わり.

今の状態の判断が難しい為です

私の居住地の近くでも、1km進まない間にナビライン、横断帯、自転車レーン、ナビラ

横断帯、ナビライン+歩道の自転車通行帯と目まぐるしく変化する場所があります この区分通りのルールを守ろうとしたら、この変化を常に意識しておく必要がありま

しかし、それは注意力を一部奪います。 なぜならそれらは路面を見なければわからないからです。

ルールを守るために路面を見続ければ進行方向前方への注意力が削がれます。 だとすれば、この細かすぎるルールは自転車に乗る人の危険度を高めてしまうこと になります

個人的には自転車横断帯の通行義務が難しく感じます。大きな交差点では自転車

.. 信号待ちする路側帯からでは自転車横断帯があるか見えないことも多々ありますの

是非皆さんが自転車やキックボードで実際に街中を走ってみていただき、 現行ルールを守ることが簡単か、複雑で難しいものかご確認頂きたいと思います。

U.F.

意見頂きましてありがとうございます。

特定小型原動機付自転車の交通ルールについては、当省は所管しておりません。

別紙2.改正の概要(2)道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正に 記されている保安基準項目について、「安定性」の基準についてその概要として「特定小型原動機付自転車の走行安定性の技術基準」を基としており、令和4年度第1 定小型原動機付自転車の走行安定性の技術基準」を基としており、令和4年度第1回車両安全対策検討会(令和4年6月30日)「特定小型原動機付自転車の制度整備の進め方について」の別紙にある国土交通省による令和3年度第3回車両安全対策検討会(令和4年3月14日)の資料のページno.22にその基準骨子案が示されているが、この資料を読む限り、あくまで安定性という面での保安基準で適合すべき物理的条件及び数量を示しているだけに過ぎず、実際に保安検査を行うときは同一の車両に対しても検査員が異なることで検査結果としての合否が異なる可能性が、一般的な機械検査によるものより大きい傾向にありやすいことは言うまでもない、検査員の運転技量や経験の多少によって検査結果が左右される検査システムは、公平性の観点から好ましくないという意見を、ここに示す、従って「安定性」の保安基準は検査員の運転技量や経験の多少に依存しない検査対象車両の物理的性質、例えば車輪の取り付けの精度(車輪に無負荷の状態での車輪の可動角度)や、所謂「アプローチアングル」、「ランブフレークオーバーアング

ほうが、より公平性に富むはずであると考える.

更に前照灯の照射範囲について、これについては「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(2021.6.9)の第198条「前照灯等」の2を確認しただけで、他の法令 によってより詳細な規定が既に定まっていたのであれば、この意見は有意義でない ことを意見者自身がここで予め示しておくが、少なくとも確認した告示の条文には、 一に「走行用前照灯(最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯を除 。)は、そのすべてを照射したときには、夜間にその前方100m」と定められており, こに「最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯は、安全な運行を確保 く。)は

系統の制動装置のうち片方が故障した場合には、もう一方の1系統の制動装置のみ 未就の前期装員のプライカが改降した場合には、もプープの打茶師の利期装員のケで11.5 [m]以内に停止することを、制動装置についての保安基準骨子案としている、仮にこの骨子案がそのまま採用され、施行されるのならば、時速20 [km/h](約5.556 [m/s])で走行中、使用者が障害物等何らかの事由により急制動を行わなければならぬ事態に遭遇した場合、不特定多数の人間を電動キックボード等の利用者の対象とすることをここで前提とするならば、平成14年3月25日の事件番号平成12年(わ)第52号に関する神戸地裁の判決における、理由に記されている知覚反応時間を参考により、11年に対したのませば、18年2月11年での後と関係とおります。 考に1.5 [s]と仮定すれば、運転中に障害物等を認識してから実際に制動するまでの空想距離は5.556×1.5=8.334, すなわち約8.33 [m]であり、それに片方の制動装置のみが作動した場合の,骨子案通りの制動距離11.5 [m]を加算すると、制動装置が 片方故障した場合の特定小型原付の停止距離は8.33+11.5=19.83 [m]となり、これは 今回一部改正を行おうとしている保安基準の細目を定める告示に関する、前照灯の 照射距離の保安基準値よりも長い

照別担曜の休女基準値よりも長い。 制動装置が片方故障した場合の使用者の安全性を考えると、特定小型原付の最高 速度を20 [km/h]に制限し、その制動装置の保安基準について既存の骨子案をその まま採用するのであれば、前照灯が照射すべき距離は上に述べたように20 [m]ほど にすべきであり、これは一般の原付にも通用すると言えよう、従って前照灯の照射 距離について再度議論をする余地があるとの意見をここで示したい。

また特定小型原付の尾灯の被視認性についても国土交通省による「電動キック また特定が空原付の尾灯の依依窓性についても国工交通省による「電助ヤックボード等の車体の性能調査」の資料ページno.11によれば、一般の原動機付自転車に比べ、電動キックボードの尾灯の被視認性は車種によっては有意に劣っている、無論機械観測ではないのでこの結果を以て可否を述べるのは若干早計だが、少なくとも人間による観測の結果はその通りであった。現在運用されている電動キック ポードの尾灯は、道路運送車両の保安基準第37条の細目告示別系64番「尾灯の技術基準」の内の3.5に則っているものと意見者は考えるが、この告示内容にある照明 部の大きさ(面積)について再度議論する余地があるのではないかとの意見をここで 示したい

駆動方式として電動機によるもののほか、自転車と同様のクランクを介した人力駆動との合力式も認めるべきではないか。

もしくは、人力駆動を認めない場合はその旨を保安基準に明記すべきではないか。

人力駆動式を認めるべき主張の根拠として、ひとつは特定小型原動機付自転車サ イズの車体では搭載できるパッテリーの容量が限られるため航続距離が短く、パッテリー切れによる走行不能トラブルが起きやすいため。 もうひとつは、いわゆるフル電動自転車の需要が市場に一定数あるため。

ただし時速20kmに抑えることが求められるから、GD値を制限する(最大2.7m;一般的な外装6段変速付き自転車の変速1相当)など、明らかな故意がなければ速度超過 が起きないような制限は設定しなければならない。

電動キックボードが、既存の一般的な原付自転車や、バイク、電動自転車等では代 電影インパーパーが、低行のからないでは、「日本年で、ハースでは、 着出来ない機能、すなわち電動キックボードの強みとは、電車やバスなどの公共交 通機関で輪行することが、比較的容易に出来ることにあると思います。 したがって、輪行を容易に行うため、キックボードを簡単に折りたたみ、持ち運ぶこと が出来るよう、重量を抑える必要があります。

これを踏まえて、特定小型原付に重量を際限なく足していくように、必須設備の数、 量等を無制限に増やしていくのには反対ですので、一般原付と特定小型原付の区 別を新設するのであることを踏まえ、特定小型原付側の設備や機能の縛りは緩くし ていくよう、検討してください。

ご意見頂きましてありがとうございます

に悪見頂ざましてめりかとつこさいます。 特定小型原動機付自転車の保安基準では、その走行の安定性について多種多様な 車両に対応するために、車輪の大きさ等で規定せず、その車両の性能で規定しており

また。前照灯及び尾灯に関しても特定小型の速度に応じた性能を設けております。いずれにつきましても、今後の事故の発生状況を踏まえ、必要に応じ更なる安全対策を 検討してまいります。

ご意見頂きましてありがとうございます

意見を頂きましたペダル付きの車両について道路運送車両の保安基準で定める特 定小型原動機付自転車は、車両の大きさ、出力及び最高速度で規定しておりますの で、当該ペダル付きの車両を排除していておりません。

ご意見頂きましてありがとうございます

電動キックボード等の特定小型原動機付自転車の保安基準については、警察庁にお ける交通ルールを踏まえ、「車両」の安全確保のために必要となる技術基準等を有識 者等から構成される「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」において決めら れたもので、特定原付に保安上必要な基準のみを規定しております。

### 1]制動装置

「確実かつ安全」に関しては、運転者が重心を後方に移したり、姿勢を低くするなど の特別な措置を取らなくても所望の制動性能が得られることを条件として欲しい。す

の行列が利用によれるという。 なわち、通常の運転姿勢のままプレーキをかけることを試験条件とすへさ。 構造上、制動時には前輪への荷重集中傾向が著しいので後輪プレーキの性能が十 分発揮できない可能性があるので、これを補うために運転者に極端な姿勢を要求す「規定しておらず、多様なモビリティを想定しておりますことをご理解ください。 ることはすべきでないし、それが条件であれば運転のための講習と技能習得の確認 [2]電池の基準については、軽量・小型である特定小型原付が電車やバス等に持ち込まれることがあるため、発火する恐れをがある蓄電池について最低限の安全基準を定まれることがあるため、発火する恐れをがある蓄電池について最低限の安全基準を定まれることがあるため、発火する恐れをがある蓄電池について最低限の安全基準を定まれることがあるため、発火する恐れをがある蓄電池について最低限の安全基準を定まれることがあるため、発火する恐れをがある蓄電池について最低限の安全基準を定まれることがあるため、発火する恐れをがある蓄電池について最低限の安全基準を定まれることがあるため、発火する恐れをがある蓄電池について最低限の安全基準を定まれることがあるとがあるとか、発火する恐れをがある蓄電池について最低限の安全基準を検討

ーター出力のリミットが第一種原付と同じ600Wなので、電池の基準は同じ基準と するのが妥当。

15 「国連危険物輸送勧告」は電池そのものを輸送する基準であり、特定小型原付の組 立・修理の工場に電池を運び込むための者であるので的外れなため不適切。 特定小形原付は日本独自の基準なので「欧州規格」を使うには、どの基準を使うかの検討を適切に行う組織を設置する必要がある。「欧州規格」のアップデートに伴い 再検討する必要が出てくる。欧州以外の規格の受け入れを可能しないと差別的で WTO/TBT違反の懸念がある。そんなことより、日本独自の区分なのでJIS規格を整 備したほうが適切で健全。

開ビスはスが過少くに生え PSEマークで対応可能という事は、「自動車」「原付」いずれでもないという事なので 電動アシスト自転車の扱いとなる理解でOKか?(その場合、国内のユーザー・専門 店・修理工場で電池交換が可能な場合、基準以上のエネルギー密度であれば全て

がPSEマークが必須) 2022年「行動走行化」という電動キックボードを購入。

愛用しております。

https://www.makuake.com/project/d-air/ 20km/hのリミッターはついていますが、「特定小型原付」に関する"識別点滅灯火" の装備は備わっておらず、このままでは「特定小型原付」として行動は走れないこと

になります。 電動キックボードは外国製のものが多く、満足なアフターフォローが受けられないも

かできるようなルールにしていただけないか?と思います

### ◆定格出力について

▼た旧山から6kW以下となっているものの、定格の定義・測定方法を明確にしないと、高出力モータの場合、定格出力が0.6kW以下でも、急加速など危険な状態にな る可能性があり、定格の定義・測定方法を明確にする必要があると思います。

◆車両安全対策検討会で規定されている障害物の高さ設定について 消費者庁が実施した"消費者庁事故調査委員会 幼児同乗自転車の実験"でも段差 を5cmと設定している。2cm、3cmでは低すぎる、実際の道路環境に合わせる必要が

## 。。 ◆リチウムイオン電池の輸送時・使用時の安全性について

格を定義する必要がある。

## ◆識別灯について

明るさ、点灯間隔、表示位置(高さ)などを自転車のJIS規格と同等レベルで制定す る必要がある。視認性が悪ければ極めて危険な事故に繋がる。

|ご意見頂きましてありがとうございます。 |[1]ご意見頂きました制動装置の試験については、自動車や一般原付とは異なる速度 帯で運行される特定小型原付の速度に応じた安全確保に必要な制動性能を定めてお

### 「意見頂きましてありがとうございます」

特定小型原動機付自転車に備える最高速度表示灯については、使用過程にある車両 ついては令和6年12月23日まで適用が猶予されております。

## 『意見頂きましてありがとうございます。

◆定格出力について ご意見頂きました特定小型原動機付自転車の定格出力については、特定原付の最高 速度が20km/h以下であることを踏まえ、特定原付の保安基準上の定義を定めており ますが、今後の事故等の発生状況を踏まえ、必要に応じ検討してまいります。

## ◆安定性について

走行安定性については、海外の電動モビリティの基準を参考にしておりますが、今後 の事故等の発生状況を踏まえ、必要に応じ更なる安全対策を検討してまいります ◆リチウムイオン電池の安全性について

スマホのサイズでなく、小型原動機付自転車のサイズのリチウムイオン電池が公共 電池の基準については、軽量・小型である特定小型原付が電車やバス等に持ち込ま 交通機関の中で炎症するリスクをどう考えるか?輸送時・使用時の両方の安全性規 れることがあるため、発火する恐れをがある蓄電池について最低限の安全基準を定め たものです。今後の事故等の発生状況を踏まえ、必要に応じ更なる安全対策を検討し てまいります

# ◆識別灯について

ご意見頂きました通行区分識別灯(最高速度表示灯)については、令和4年4月に成立 した道路交通法の改正内容を踏まえつつ、学識経験者等からなる検討会において、特定小型原動機付自転車の保安基準について検討を重ねてまいりました。

その検討会なかで、実証実験結果に基づき、特定小型原動機付自転車特有の構造や 使われ方を踏まえ、当該装置に必要な視認性の確保するための基準を検討しておりま

## 1)保安基準の一部改正

定格出力が0.6kW以下とされているが定格の定義が(測定方法)不明確、出力を制

展するならば明確にする必要がある。 高出力モータを採用した場合、上限速度までの急加速、スタート時のウイリーなど操作を間違えれば危険な状態となる可能性がある。また歩道走行の場合、急加速に

### よる歩行者との接触などのリスクも想定される。 2)制動装置

制動装置において"2系統以上のうち1系統は、停止状態に保持できること"では停 は状態を保持できる系統が故障した場合安全に停止できない。どちらの系統でも停止状態を保持できる系統が故障した場合安全に停止できない。どちらの系統でも停止状態を保持できる性能を与えることが必要。故障時でも安全に停止できる性能を 確保することが安全性につながる。

# 3)安定性

先行してキックボード等が普及している欧米でも段差を乗り越えられずに転倒する 事故が多発している。日本では欧米と異なり歩道走行も想定されているため特に段

差での安定性が重要な評価項目となる。 車両安全対策検討会で規定されている障害物(段差垂直、カーブ)の高さ設定が通切ではない。消費者庁が実施した"消費者庁事故調査委員会、幼児同乗自転車の -ブ)の高さ設定が適 18 実験"でも段差を5cmと設定している。2cm、3cmでは低すぎる、実際の道路環境に 合わせる必要がある。

Li電池関連の事故が多発、電動アシスト自転車においても複数のメーカーがリコ・ |山电池関連の事故か多充、電動アンスト目転車においても複数のメーカーがリコールを行っている。また先行してキックボードなどが普及している米国などではすでに電動キックボードの発火が問題となっており、電動自転車やスクーターが普及している中国でも屋内でのLi電池の発火事故が社会問題化している。輸送時の安全性規格に加え使用時の安全性を定義している規格を必須とすべき。

状態を確認する明示方法の定義が脆弱。歩道における障害物(歩行者)なども考慮 し、明る

点灯間隔、表示位置(高さ)などを実証実験結果に基づき決定すべきである。 視認性が悪ければ歩道走行時、歩行者に対しての注意喚起ができない、加えて歩 道走行時の取り締まりが困難になる。 ご意見頂きましてありがとうございます。

1)保安基準の一部改正

意見頂きました特定小型原動機付自転車の定格出力については、特定原付の最高 速度が20km/h以下であることを踏まえ、特定原付の保安基準上の定義を定めており ますが、今後の事故等の発生状況を踏まえ、必要に応じ検討してまいります。

# 2)制動装置

27㎡初名屋 制動装置の停止保持の1系統については、特定小型の最高速度や車両構造等の特徴 を踏まえ停止保持は1系統としております。なお、走行中における減速・停止は2系統必 要となっております。

# 3)安定性

走行安定性については、海外の電動モビリティの基準を参考にしておりますが、今後 の事故等の発生状況を踏まえ、必要に応じ更なる安全対策を検討してまいります。 4)雷気装置

電池の基準については、軽量・小型である特定小型原付が電車やバス等に持ち込ま れることがあるため、発火する恐れをがある蓄電池について最低限の安全基準を定め たものです。今後の事故等の発生状況を踏まえ、必要に応じ更なる安全対策を検討し てまいります。

## 5)通行区分識別灯

ご意見頂きました通行区分識別灯(最高速度表示灯)については、令和4年4月に成立 した道路交通法の改正内容を踏まえつつ、学識経験者等からなる検討会において、特

定小型原動機付自転車の保安基準について検討を重ねてまいりました。 その検討会なかで、実証実験結果に基づき、特定小型原動機付自転車特有の構造や 使われ方を踏まえ、当該装置に必要な視認性の確保するための基準を検討しておりま

## 意見頂きましてありがとうございます 制動装置の保安基準として「確実かつ安全に減速及び停止を行うことができること」 特定小型原動機付自転車の制動装置については、保安基準の細目を定める告示にお とあるが、判定基準が曖昧であり利用者の安全性が担保されない懸念がある。 て「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合する制動装置を <章見の理由> 備えなければならないと規定しており、制動性能に関し最低限の定量的な基準を規定 定性的かつ主観に基づく基準であり、混合交通下における最低限の減速度が担保されない、ひいては利用者の安全性を担保できない可能性が懸念される。このような保安基準は、安全の根幹に係る"制動"においては適切でないと考える。2022年3月14日の骨子では制動距離等の具体的な値(平成11年以前の原付と同様の基準)が展了は、天芸は、東京といる。また、財産の関係を関係していまった。 は、財産の関係を関係していまった。 は、財産の関係を関係していまった。 は、財産の関係を関係していまった。 は、財産の関係を関係していまった。 は、財産の関係を関係していまった。 は、財産の関係を しております。 が骨子として挙げられており、判定基準が明記されていた。また、欧州の規格 EN17128においても制動に関する基準としては減速度が定められている。いづれか 定量的な基準を設けるべきであると考える。 『意見頂きましてありがとうございます 車体の保安基準として「車体は堅牢で運行に十分耐えるものであること。」とある 特定小型原動機付自転車の車体の堅牢性については、通常の走行に十分耐えなけ が、判定基準が曖昧であり客観性を欠いているのではないか ればならいことを規定しており、使用過程においても同規定が適用されることから、通 常の使用方法で車体が壊れてしまうものは保安基準は不適合となります。また、堅牢 <意見の理由> 作の基準については、自動車及び一般原付の保安基準でも同様の規定をしておりますが、本規定方法で十分と考えております。なお、今後の事故等の発生状況を踏ま 定性的かつ主観に基づく基準であり、利用者の安全性が担保されない可能性があ るほか、製造や運用を行っている利用者にもリスクとなる可能性がある。 自動車産業のように黎明期より道路環境の進化とともに市場の声や不具合、そして 事故の結果をフィードバックして築きあげた内部の独自の判断基準が機能し、市場 え、必要に応じ更なる安全対策を検討してまいります。 事故の結果をフィードバックして築きあげた内部の独自の判断基準が機能し、市場における信頼性や顧客の安全性が担保できるだけのノウハウが蓄積された状態であれば新たな基準は不要と考える。(かつそれが参入障壁にもなっている。)。一方で本車両区分は、新たに創出されるものであり、異業種を含め様々なプレイヤの参入が予測され、メーカー、運行者まかせの基準では大きく基準がばらつき、結果として利用者の安全性が担保できない懸念がある。すなわち、様々な路面状況、また車道から歩道への乗り上げや段差降りといった段差等もあるが、どこまでの運行を担保するかによっても判断基準は異なり、また1回では壊れなくても複数回で破損に至る場合もありうる。利用者の安全性を担保するためには最低限の基準が必要と考える。例えば欧州の規格EN17128においては強度および研入性に関する基準としては複数のテスト項目と判定某業が定められており、参差となるはずである、複数事 は複数のテスト項目と判定基準が定められており、参考となるはずである。複数事 業者が乱立する中、最低限の安全性を担保するためには定量的な基準を設けるべ きと考える。 [意見頂きましてありがとうございます 電気装置の保安基準が原動機用蓄電池は欧州規格や国際規格を認めているにも 関わらず、組み合わせて利用される充電器に対しては海外規格を認めていない。統 特定小型原動機付自転車の保安基準については、車両の安全性について規定するも のですので、充電器について言及するものではありませんが、充電器については当然 のことながら原動機用蓄電池に適したものが使用されることが適当であると考えており すべきではないか。 <意見の理由> 本保安基準によると、電気装置は蓄電池のみ言及されており、蓄電池と組み合わさ れて提供・運用される充電器には触れられていない。すなわち、車両は欧州等の規格PSE認証が認められているにもかかわらず、充電器はPSEが引き続き必要という状態であり、本保安基準によれば、欧州規格のバッテリと、欧州規格を通っていない。 がPSE取得の充電器の組み合わせといった、本来想定していない基準の組み合わせもありうる状態である。蓄電池が欧州等の規格を認めるのであれば、充電器も同様に認めるべきである。現在、保安基準(国交省)、電気用品安全法(経済産業省) という区分ではあるが、電動車一般にいえることでもあるので、区分や規格の統・ をお願いしたい。 ご意見頂きましてありがとうございます。 特定小型原動機付自転車の後写鏡については、運転者との位置関係から後写鏡によ 後写鏡は、少なくとも右側は取り付けるべきではないか。 <意見の理由> り後方を十分に確認することが難しく、また特定小型原付の最高速度が20km/h以下の 低速であること等を踏まえ、後写鏡を義務としておりませんが、メーカーやユーザ-必要に応じて後写鏡を取り付けることを禁止するものではございません。 通行場所を考慮のうえ不要としたとあるが、少なくとも自転車専用レーンのない車道 では、従来の原付等を同じく道路の左側および路肩を走行することとなり、原付同様 に後方確認は重要である。追い抜き、追い越しが想定される状況下においては右後 方確認ができることは予防安全の観点からも有益である。一方で、後方を振り返って目視で確認することは可能であるが、前輪の回転慣性に乏しい前輪系でバランス 22 を維持する電動キックボードのような車両は、直進を維持する力が弱く、振り返るな どの動作がきっかけとなって、ふらつきが発生しやすい傾向にあり安定性を低下させる要因となりうる。よって原付1種同様に右側後写鏡の装着が有用と考える。 ご意見頂きましてありがとうございます。 特定小型原付の安全基準については、自転車及び原動機付自転車の知見のあるメ 提出意見: 車両の安全基準について、類似性のある自転車あるいは原動機付自転車の業界メ バーの視点でも確認する必要があるのではないか。 -を含めた有識者等から構成される「新たなモビリティ安全対策ワーキンググルー プ」を設置し、その安全基準を検討しております。 23 理由: 走行区分が類似する自転車は、長年の経験と実績により安全基準が整備されてい るため、その内容と業界メンバーの見解は参考にした方が良いと考える。 意見頂きましてありがとうございます。 特定小型原動機付自転車の後面に備える灯火器について、今まで電動キックボード 等が区分されていた一般原付の保安基準で20km/h未満の車両は、尾灯・制動灯・方 向指示器は装備が除外されております。その点で、今回適用される特定小型原付の保 >(2)道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正 | スにノ連附連 医型 | 一川の味文基準の細目で定める言示の一部は圧 尾灯、制動灯、後部反射器、方向指示器、通行区分識別灯については、その設置 する高さについて注意が必要なのではないかと思われる。 自動車(自動二輪を含む)及び通常の原動機付自転車におけるそれらは、ある程度 の高さがあるのが通常であるが、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キック 安基準は20km/h以下であっても尾灯・制動灯・方向指示の装備が義務付けられており ますので、後面からの視認性は向上しております。ご指摘の取付け高さについては、

今後の事故等の発生状況を踏まえ、必要に応じ更なる安全対策を検討してまいりま

ボード等)では著しく低くなりうるのではないかという危惧をする。

だきたい。

不一等がによるし、高いなりないではないができたが危険さする。 着しくそれらの高さが低い場合、自動車からの視認性等に問題が発生し(ドライバーからの視点で、前部ボンネットに隠れて見えない、位置が低いので視野移動の距離が大きくなる、あまりに位置が低いのでドライバーの空間認識の感覚がおかしくなる等)、安全性についてのこれまでに無かった不安が発生するのであるが(改造の有無を問わず)、基準を作るだけではなく、実際に安全性が確保されるのか、国土交通

る。 「現時点で、とりあえず、意見を行っておくと、尾灯、制動灯、後部反射器、方向指示器、通行区分識別灯等については、その最低高さについての基準を定めておくのが

良いのではないか、という意見となる。 国は、電動キックボード利用者が、尾灯、制動灯、後部反射器、方向指示器、通行 区分識別灯についての基準に関係する問題で交通事故に遭わないようにしていた

保安基準の内3点意見を下記に記します。 制動装置について、2系統が必要としているが、そのうちの1系統については停止の 保持が出来なくともよい。という点について2系統とも停止の保持が出来ることに変

保持が出来なくともよい。という点について2系統とも停止の保持が出来ることに変更が良いと考えます。理由としては2系統の目的の一つである1系統が故障しても停止出来ることを担保するため。 識別点滅灯火については、装着場所の寸法的な規制考えた方が良いと思います。電動スクーターということで地面に近い高さへの装着が考えられますがその場合の歩道など走行での視認性確保に懸念があると考えます。 定行安定性について、段差が3センチメートルで設定されていますが5センチメートルに変更が良いと思います。自転車では消費者庁より5センチメートルの見解が出ていますので走行エリアが同じである特定小型電動機付自転車も同等が良いと考えます。

ご意見頂きましてありがとうございます。 ・制動装置の停止保持の1系統については、特定小型の最高速度や車両構造等の特 徴を踏まえ停止保持は1系統としております。なお、走行中における滅速・停止は2系統

必要となっております。
・最高速度表示灯については、電動キックボードの後面以外に取り付けることができるよう方向指示器との兼用を認めております。これによりハンドルバーエンド等と高い位 置に取付けが可能です。 ・また走行安定性については、海外の電動モビリティの基準を参考にしておりますが、